

令和6年度第3回川崎市特別職報酬等審議会 会議録

日時：令和6年12月4日（水）14時00分から15時00分まで

場所：第3庁舎18階大会議室

会議の公開又は非公開の別：公開

出席者

【審議会委員】

石川閣委員、石山一可委員、岩崎香代子委員、堤和也委員、中野英夫会長、
長谷川一雄委員、柳沢正高委員、横溝久美委員、渡部堅三委員

【市側】

白鳥総務企画局長、小田島人事部長、伊藤労務厚生課長、中川労務厚生課課長補佐、
渡辺議会局総務部長、大磯議会局庶務課長、柴田議会局担当課長

傍聴人の数：0人

【人事部長】 皆さんおそろいのようなので、ただいまから第3回川崎市特別職報酬等
審議会を開会させていただきます。

本日も、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、皆様方のお手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただ
ければと思います。

まず、会議次第がございまして、次のページに座席表がございまして、続きまして、第2
回、前回の審議会の会議録がございまして、最後に、資料といたしまして、川崎市特別職
報酬等審議会資料3という表紙の資料がございまして、お手元に配付させていただいて
いる資料につきましては以上でございまして、よろしいでしょうか。

また、前回、前々回に配付いたしました資料につきまして、本日お持ちでない方がいら
っしゃいましたら、改めて配付させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、会議次第によりまして、進めさせていただきたいと存じます。

まず初めに、本日、川崎市社会福祉協議会会長、浮岳堯仁委員につきましては、御欠席
の連絡をいただいているところでございます。

それでは、これより審議をお願いしたいと存じますので、ただいまから、本審議会の進

行につきまして、中野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【中野会長】 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

市長から諮問のございました特別職の報酬等につきましては、前回の審議会で引上げという方向を確認いたしました。今回の今日の審議会では、前回に引き続き報酬等の水準について議論してまいりたいと思います。当審議会としての結論が出せるよう、議論を進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

前回の審議会では、事務局から改定案を3つお示しいただきました。一般職の改定率と、あと、局長級の改定率の1万円単位と1,000円単位の3つですね。委員の皆様からの御意見も踏まえまして、別の案をお示しいただけるということになっていたと思います。

本日は、まず、事務局から、その内容につきまして説明を受けたいと思います。説明の途中で御意見、御質問など出てくるものと思いますが、前回と同様に、事務局からの説明を一通り受けた後で、一括して御意見や御質問等をお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局の方から資料の説明をよろしくお願ひします。

【労務厚生課長】 それでは、資料に沿って御説明させていただきたいと思います。

第3回の審議会では、引上げの水準について御議論いただくこととなります。これからお示しさせていただく改定案につきましては、前回お配りいたしました資料の2の2ページの一般職の給与改定の状況でお示ししている改定率や指数を基に算出したものでございます。資料の2の2ページをお開きいただき、併せて御覧いただきながら御説明をお聞きいただけたらと存じます。

それでは、資料の3、1ページを併せてお開きください。

こちらは、今回引上げの水準について事務局からお示しする改定案でございます。前回の審議会で追加の改定案をお示しすることとしておりましたので、改めて御提案させていただきます。

まず、1つ目の改定案Aでございますが、こちらは前回お示しした改定案2-②の名称を改定案Aに変更したもので、内容的には同じものでございます。資料2の2ページの上段の表を御覧ください。表の一番右下に記載がございます、本市局長級の給料表の改定指数である100.58を反映したものでございます。給料表改定指数とは、特定年度の水準を100として、給料表改定率の累積を指数化したものでございます。この案の場合です

と、特別職の報酬等の額が現在の水準となりました平成19年度を100として指数化しております。

資料3の1ページにお戻りいただきまして、この改定案Aの場合、市長が120万6,960円で、右側のその差額は6,960円、副市長が95万5,510円で、差額が5,510円、議長が103万5,974円で、差額が5,974円、副議長が92万5,336円で、差額が5,336円、議員が83万4,814円で、差額が4,814円となるものでございます。

表の一番右にございます改定案Aの改定後の報酬額は、改定額を1,000円単位とするため、100の位で四捨五入したものでございます。こちらの改定案Aでは、表の右側から2番目の列にありますとおり、市長が7,000円、副市長と議長が6,000円、副議長と議員が5,000円の引上げとなるものでございます。

次に、2つ目の改定案Bでございますが、こちらは今回新たにお示しさせていただく案でございます。資料の2の2ページ上段を御覧ください。

表の一番右側の下から2番目に記載がございますが、この案では、本市局長級の令和6年度の給料表改定率1.11%を反映したものでございます。給料表改定率とは、人事委員会勧告で示される本市の民間給与の平均と本市職員の給与を比較した場合の差額である較差を、給料表の改定に反映させる際の給料表の引上げ率のことでございまして、これまで本市では用いてこなかった指標となります。

資料の3の1ページにお戻りいただきまして、この改定案Bの場合、市長が121万3,320円で、右側のその差額は1万3,320円、副市長が96万545円で、差額が1万545円、議長が104万1,433円で、差額が1万1,433円、副議長が93万212円で、差額が1万212円、議員が83万9,213円で、差額が9,213円となるものでございます。

表の一番右側の改定案Bの改定後の報酬額は、改定額を1,000円単位とするため100の位で四捨五入したものでございます。こちらの改定案Bでは、表の右側から2番目の列にありますとおり、市長が1万3,000円、副市長と議長が1万1,000円、副議長が1万円、議員が9,000円の引上げとなるものでございます。

次に、3つ目の改定案Cでございますが、こちらも今回新たにお示しさせていただく案でございます。資料2の2ページの上段の表を御覧ください。

改定案のCは、本市局長級の令和5年度以降の給料表改定指数を反映したものでござい

ます。考え方といたしましては、前回の本審議会が令和4年度に開催されておりまして、その際には、当時の本市特別職の報酬等の額について、他の政令指定都市と比較して著しく均衡を失っているとまでは言えず、一般職の給与及び他都市の特別職の報酬等の改定状況を踏まえれば、現時点では据え置くことが適当との結論に達し、据置きの方申が提出されておりますことから、そこを基準とし、その後の改定率の累積を用いるものでございまして、これまでの累積の改定指数を用いるという方針は保ちつつ改定を行うものでございます。したがって、令和4年度を100として、その後の局長級の給料表の改定率である、表の右側のほうにございます、令和5年度の本市の局長級の給料表改定率0.20、それとその隣にございます、令和6年度の改定率1.11、これを踏まえまして、資料に数値はございませんが、その給料表改定指数となる101.31を反映するものでございます。

資料の3の1ページにお戻りいただきまして、この改定案Cの場合、市長が121万5,720円で、右側のその差額が1万5,720円、副市長が96万2,445円で、差額が1万2,445円、議長が104万3,493円で、差額が1万3,493円、副議長が93万2,052円で、差額が1万2,052円、議員が84万873円で、差額が1万873円となるものでございます。

表の一番右側の改定案Cの改定後の報酬額は、改定額を1,000円単位とするため100の位で四捨五入したものでございます。こちらの改定案Cでは、表の右側から2番目の列にありますとおり、市長が1万6,000円、副市長が1万2,000円、議長が1万3,000円、副議長が1万2,000円、議員が1万1,000円引上げとなるものでございます。

所要額につきましては、それぞれ、改定案の表の右にありますとおり、改定案Aでは約600万円、改定案Bでは約1,000万円、改定案Cでは約1,200万円を見込んでおります。

なお、前回の資料でお示しいたしました本市一般職の改定指数を反映した改定案1及び本市局長級の改定指数を用いて1万円単位で反映した改定案2-①につきましては、前回の審議会の中でいただいた御意見等を踏まえまして、今回の案からは外させていただいております。

続いて、資料の3、2ページをお開きください。

ここからは、市長の給料等の額について、先ほどの1ページの資料の改定案を反映した他都市比較に関する資料でございます。こちらのページは、現在の市長の給料についてお

示したものでございます。

続いて、資料3ページを御覧ください。

こちらは、市長の給料表の額について、先ほどの改定案Aを反映したものでございます。この場合、市長の給料月額が120万7,000円となり、政令市で比較しますと20都府市中15番目となるものでございます。なお、グラフの右側に「変動なし」と記載がございしますが、こちらは2ページでお示した現在の順位からの変動を記載しているものでございます。中段の地域手当込みの月額の比較におきましては、順位に変動はございませんが、下段の年額の比較におきましては、順位が上がるものでございます。

続いて4ページを御覧ください。

こちらは、市長の給料等の額について改定案Bを反映したものでございます。この場合、市長の給料月額は121万3,000円となりますが、上段の月額給料のみ、中段の地域手当込みのいずれも順位の変動はございませんが、下段の年額については一つ順位を上げまして、8番目となるものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

こちらは、市長の給料等の額について改定案Cを反映したものでございます。この場合、市長の給料月額は121万6,000円となりますが、改定案Bと同様に、上段の給料月額のみ、中段の地域手当込みのいずれも順位の変動はございませんが、下段の年額については一つ順位を上げ、8番目となるものでございます。

続きまして、6ページから21ページまででございますが、ただいま御説明しました市長の他都市比較の資料と同様に、副市長、議長、副議長及び議員についても記載させていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

なお、議長、副議長、議員につきましては、地域手当の支給はございませんので、市長、副市長における中段の表については記載がなく、下段の表については、報酬と期末手当の年額を記載させていただいております。

資料3についての御説明は以上でございますが、最後に、資料にはございませんが、前回の第2回目の審議会以降、国や本市の給料改定について係る動向について御報告させていただきます。

まず、国の状況でございますが、令和6年11月29日に開催されました給与関係閣僚会議において閣議決定が行われ、一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告のとおり、俸給及び期末・勤勉手当等について改定を行うこととされました。

また、特別職の国家公務員の給与については、内閣総理大臣や国務大臣などのうち、国会議員から任命されたものについては、当分の間据え置くとされましたが、そのほかの特別職につきましては、一般職との均衡等の観点から、一般職の国家公務員の趣旨と沿って取り扱うものとされたところでございます。

次に、本市の状況につきましては、本市人事委員会勧告を受けて、一般職の給与改定及び特別職の期末手当の改定についての改正条例案を市議会に提出しておりましたが、11月28日の市議会本会議で可決成立し、引き上げることが確定したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

【中野会長】 ありがとうございました。

本日の審議ですが、御説明いただいた資料3の1ページにありますとおり、事務局から示された改定案A、B、Cについて議論を進めていきたいと思っております。

それでは、ただいま事務局より説明のございました資料の内容や特別職の報酬等の改定の水準について、御質問、御意見をお受けしたいと思っております。何かございましたら挙手をお願いします。

【堤委員】 では、最初によろしいですか。

まず、最初に、前回会議を急遽欠席したことについておわびを申し上げます。

大変御迷惑をおかけいたしました。

前回の審議会の中で、自分としての考え、意見として報告をさせていただいたものを労務厚生課長のほうで代読をしていただいたということで、議事録を拝見させていただきました。御説明のあったとおりの内容が私の意図したところではございまして、平成19年の減額率の根拠がどこにあったのかというところで、例えば、上げるにしても下げるにしても、平成19年に減額したときには、その後の議事録を読まさせていただいた限り、局長の減額率を適用して減額したということで、であれば、増額するときに、増額率の高い一般職の率を合わせると、客観的な目線からいって一貫性がないので、下げるときには低い率を当て、上げるときには高い率を当てるとなると、やっぱり市民目線から見てどうなのかと思った次第でございます。

ですから、下げるときに局長級で下げたのであれば、上げるときも局長級に合わせて上げるべきじゃないかということが意見として出させていただいた趣旨で、御説明のあったとおり、そのままの考えでございます。

ただし、そもそも第1回の本会議で確認をしまして、特別職の報酬自体は、生活

給ではなくて、職務に対する役割給的なものが強いんだということをこの会議でも皆さんで共通の認識ということで確認したわけで、であると、一般職と局長級の減額率に縛られるものではないというのが一番の前提だと考えています。

その一方で、前回の議事録を拝読させていただいて、川崎市の総合計画だとか、実施計画について議論というか、話が出たようですが、これを報酬の増減に、増減幅を決めるのに適用するのは非常にその物差しのにちょっと難しいのかなと私も思いました。

他方で、多くの方の意見で出たのが、他都市と比べて人口規模から見て報酬が低いのではという意見が出ていたかと思います。人口が増加する中で、確かに住居だとか、教育関連施設だとか、交通インフラの整備など、間違いなく対応しなければいけない政策、すなわち職務、役割は増えるわけで、だとすれば、人口動態をベースに役割給の色が強い特別職の報酬の増減幅を検討することは、一定の数字的な根拠を示すことができるのかなと思いました。

そうすると、果たして平成19年当時と比較してどうなのかと思い、数値を調べたところ、合っているかどうかかわからないですが、大体その当時と比べると、人口増加率が11.3%ということで13%増加しているのかなと、秘書のほうからもらった数字から自分は判断しました。だとすると、今回出てこなかったんですけど、前回出た改定案1の104.37という、一般職員に合わせた増加も、13%人口が増加している中で4.37%ということで、人口の動態をベースに考えるのであれば、その上げ幅というのも決して高くないのかなと思った次第でございます。

ただし、その数値を当てはめると、副議長か何かの報酬が、川崎市の人口が全国今、第6位ですかね、に対して5位というふうな形で、順位を、政令市のその順位を見てということであると、逆にそれ以上に順位が上がってしまうということがあるので、ちょっとやっぱり上げ過ぎじゃないかという御意見があったかと思うんですけど、その部分はそういう見方をすると納得するというか、なるほどそうかなと思った次第でございます。

なので、その後、今日の会議に当てて、新しいこの案が提示されたものについては、私的にはなかなかまい落としどころの数字の改定案が出てきたかなと、資料と今、説明を聞いて思った次第でございます。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

【中野会長】 横溝委員、お願いします。

【横溝委員】 横溝でございます。

先ほど今般お出しいただいたこの資料3の1ページ目の改定案B、改定案Bについては、これを最初に拝見したときに、改定案Aだと、まあ、ちょっと少ないのかなと、上げ幅が。で、改定案Cだとちょっと大きいのかなと、単純に数字だけ拝見して。で、所要額も、改定案Aと改定案Cを比すると2倍になっていると。何となく、何というか、弁護士の発想ってわけじゃないんですが、じゃあ、中庸でね、中を取ってこのBがいいんじゃないのかなって単純に思ったんですよね。

あと、もう一つ考えたのは、税金を払っている一般市民の感覚からすると、やっぱり市長、副市長、議長、副議長あたりは、何かこう特別な方々といったような印象があり、そういう人たちはね、武士は食わねどじゃないけれども、そんなに高い報酬をもらわなくて働いて当然でしょってような感覚は否めないと思うんですよね。なので、そういう一般市民からの納得を得るためには、ちょうどこの真ん中あたりがいいんじゃないかなと思ったんですよ、実は。

ただ、先ほどの御説明だと、改定案Bの算出方法は、本市でこれまで用いてこなかった計算式によって算出されたんだという御説明がありました。であるとするとね、AオアCということになるのかなあと思ったんですよ。なので、もう一度、このBについて本市で用いてこなかったということの、より詳細な御説明をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。お願いします。

【労務厚生課長】 それでは、御説明申し上げます。

今、横溝委員のほうからございましたが、改定案Bにつきましては、こちらは今年度の一般職の給与改定時の局長級の給料表の改定率、引上げ率ですね、の1.11%を使用させていただきました。この案Bを考えた理由につきましては、前回までの審議会の中で、改定案Aの額が少し少ないのではないかというお話もあったことから、少し額が上がるというところでこの数値を考えてみたところでございますが、こちらについては、単年度の改定の引上げ率を使っております。

川崎市におきましては、これまで特別職の報酬を考えるとときには、改定指数という形でその動きを指数化したものを使ってきたんですが、これは単年度のものでございまして、他都市においてもこういったものを使っている都市があったことから、この案を取ったと

ころがあるんですが、他都市の状況を見てみますと、こうやって単年度の改定の引上げ率を使っているところは、今回このような報酬審議会も毎年行われているところが多くございます。毎年そこで確認していれば、単年度というところを数値として、指標として使うということはあるかと思うんですけども、川崎市の場合は2年に一度というところがございますので、これまでこういった考え方は取ってこなかったというところがございます。

以上でございます。

【中野会長】 どうぞ。

【横溝委員】 議長、よろしいですか。

では、確認だけ。ということは、この改定案Bについては、資料2、資料2の2ページ、資料2の2ページの一番上の表の一番右の令和6年4月1日のところの欄に、下から2番目のところに、1.11という数字がありますよね、白く抜かれている。で、これを当てはめたと。

【労務厚生課長】 そのとおりでございます。

【横溝委員】 ということは、これは令和6年、これは単年度ではじき出した1.11という数字であると。で、こういう単年度というのは、本市では使っていない。なかった。なぜならば、審議会が2年に1回であったから、この単年度数字は使ってこなかった。よって、本市では用いてこなかったというのがそういう趣旨であると、ですね。

【労務厚生課長】 そうですね。これまでは平成19年が特別職の報酬の水準が現在の額に落ち着いた時期でございますから、そこを100として、指標化してやってきたというのが基本的な考え方でございますので、案Cに関しては、その前の審議会が4年度であったことから、それを100として指数化したというものでございます。

【横溝委員】 そうすると、今の話を咀嚼すると、改定案Cについては、この資料2の2ページの先ほど御覧いただいたこの1.11という数字があって、左側に0.20という数字があると。さっきの御説明にあったように、100プラス0.2プラス1.11イコール101.31と、その数字を用いたと、そういう理解で正しいですか。

【労務厚生課長】 はい。

【横溝委員】 はい、分かりました。

【中野会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

【堤委員】 では、もう1点よろしいですか。

【中野会長】 はい。

【堤委員】 繰り返すようなんですけど、まず、先ほどもちょっとお話ししたとおり、そもそもが特別職の給与というのは、このところの改定では、今、説明があったとおり、一般職の動向だとか、そういうふうなのを見て増減を図ってきたというのが川崎市のやり方だったのかもしれないんですけども、それに対して、市の事業規模というか、そういったものが、それ以上に他都市と比べて伸びてきているということがまず、あること。

で、特別職の報酬については、これも繰り返しになりますが、いわゆる生活給ではなくて、その役割に対して報酬を払っているということで、事業規模が他都市と比べて、例えば、人口増や何かで大きく振れていけば、当然そのところは本来的にはそれをもって見直すべき報酬なのかなと考えます。

ただ、そのところのよりどころがないので、今までもこういうふうな形で報酬改定をしてきたのかなと理解するところなんですけども、その中で、今回抜かれちゃったんですけど、一般職とのあれはなくなったことで、松竹梅で並べるとどうしてもこの、私なんかもつついその真ん中のやつを選びがちですが、ただ、1点ちょっとお話をしたかったのは、物の値段や何かを19年から見ると長期的なスパンなんですけど、まず、長期的なスパンを参考にすると、過去の数値に最近のトレンドが引っ張られてしまうということがあります。ですから、低い状態がずっと続いてて、ここ数年が仮に物価が上昇して上がっていったとしても、長いスパンで見ると、長いところで低かったところの数値で引っ張られてしまって、適正な価格が時価として反映されないという症状が起きてくるということです。

一方で、単年度で見た場合、上昇機運にあったものが、例えば、今年単年度で見た場合には大きくマイナスに振れたときに、ここで単年度の数値を適用してしまうと、過去やっぱり単年度がマイナスだったときには、そのマイナスの数値をベースに報酬を決めていたという形が一つの事例として残るわけで、そうすると、本来的にはそれまで上昇して上がっていたものが、直前のデータだけはマイナスになっているといったときに、単年度の、そのデータだけに引っ張られちゃうというふうなリスクというか、課題を残す形になります。

そういった意味では、長いスパンの数値を頭に置いた上で、直近の数期のトレンドを用いた形がやっぱり、事例としては、改定案としては一番落ち着くのかなというのが、資料

を拝見して一番思いました。なので、結果とすると、A、B、C並べると、BよりかもCのほうが報酬価格自体は、多くなっているのかもしれないんですけども、ただ、出し方とすると、1期だけを見ての数値Bよりかも、やっぱりそういった意味では、ここ数期のトレンドを反映させたCのほうがむしろ、後々これから、またこういう議論を進めていく上で、今後、報酬審議会が先ほど御説明があったとき、じゃあ、それであれば毎年やりましようということで、毎年やるのであれば、単年度のその直近のトレンドだけ反映させてみるというのが、まさに今の、価格の動きというか、そういうふうなもので見れるのかなと思うんですけども、そうでない限りはやっぱり、少なくとも数期は見る必要があるのかなと御説明を聞いて思いました。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。

御意見、御質問ございませうか。各案に対するお考えを伺えればと思いますが。

じゃあ、暫定的でも構わないので、各委員の方々から、今のところ、どの案を良いと考えているか、ちょっと御意見を伺いたいですけど、渡部委員からひとつよろしく願いいたします。順番に。

【渡部委員】 かしこまりました。渡部と申します。

やはりこれまでの考え方というのがあると思いますので、あまりその都度変えるというのはあまり好ましくないんじゃないかなあと、このように思います。一貫性を持つということからしますと、私は、改正案Aが妥当なところかなと、このように思います。

【中野会長】 柳沢委員、お願いします。

【柳沢委員】 私はね、大都市の6番目の都市の川崎市の首長がですね、これ、見ても分かるように、決して高くないんですよ、給料が。ですからね、さっきかわしんさん、堤さんが言ったように、Cでも構わないんじゃないかなと思っているわけ。給料の割合からするとね。ですけども、先日、名古屋の市長ですね、あれが年収800万だっていつて、自主返納しているから、ああいうふうな感じになっているんですけども、市長というのは、その市のトップですからね、責任を持っておりますのでね、上げ幅をね、Cぐらい上げて構わないんじゃないかなと、私は個人的にそう思っています。

【中野会長】 C。

【柳沢委員】 はい。

【中野会長】 はい。ありがとうございます。

長谷川委員お願いします。

【長谷川委員】 私も、同じく他の都市を見ると、9番目から8番目になるCのほうの案に賛成をしたいと思いますので、Cが適正ではないかなと個人的には思います。

【堤委員】 私は今、お話し、根拠を述べたとおりでC案がいいんじゃないかなというふうに思っております。

【中野会長】 ありがとうございます。

じゃあ、順番に出しております。よろしくお願いします。

【横溝委員】 私、先ほど述べましたけれども、当初はBとっていました。これは単純に中庸を取るべきだと思って。ただ、うーん、悩んでいますねえ。でも、大変だなというね。あと、人口増もあるし、お仕事も複雑化しているし、ずっと据え置いちゃったしというのを鑑みると、上げると、その上げる幅はCかなって、B寄りCです。

【中野会長】 B寄りC。はい。

お願いします。

【岩崎委員】 よろしいですか。川女連の岩崎と申します。

平成19年から13%の人口増というのをちょっと今、知りまして、私が小学校は市立の小学校なんですけれども、当時は100万都市、60年以上前ですので、しょうがないんですけれども、それから、50%以上増えているわけなんですけど、やっぱりこの17年間ですかね、平成19年といいますと。それでも13%も増えているんだというようなことを改めて感じまして、やはり市長の報酬というのは、やはりその仕事に応じた、そういうものを考えて報酬を考えるのが本来ではないかと思うんですが、なかなか難しいところではあると思うんですね。その仕事の内容とかいうのを点検するというのはなかなか難しい作業だと思いますので、私としても、このC案でよろしいのではないかと考えております。

【中野会長】 ありがとうございます。

【石山委員】 商工会議所の石山でございます。

結論から申し上げますと、C案がいいと思っています。他都市と比較した上で、ある程度その人口規模等を考えながら、特別職の方々の報酬については決めるというのが妥当かなというふうに思っています。

ただ、この川崎市は来年度の金額になっていますけど、他都市は今年の本額ですよ。

【労務厚生課長】 そうですね。現行の額になってございます。

【石山委員】　　なので、これ、仮にC案を取っても、蓋を開けてみたら、結局、他都市も同じように上げれば、この差は実は縮まらないという可能性もあるということなので、ちょっとそこは懸念ではありますけれども、この3つの中で言わせていただければ、C案が一番妥当かなというふうに思っています。

【石川委員】　　全町連の石川です。

私は、横溝さん、お話しあったように、BとCの間ぐらいという考えはありますが、皆さんの流れを見るとCのほうになるのかもしれませんが。バジェット、税収のバジェットを含めて、明るい、2年後には含めと言うと、いろんな大企業の親会社がこちらのほうに本社機能が来たり、いろいろ日本鋼管の問題もありますけど、踏まえて言うと、そういったことも整理されて、なおかつ、特別市の実現があつて、さらには税収の問題も含めて、それが、いわゆる人件費に跳ね返ればいいなど、期待値を込めて、Cとするとともに、今後、一般職の方も上げていただいて、魅力ある川崎市になるような期待値を込めてのCとしたいと思います。よろしくお願ひします。

【中野会長】　　ありがとうございました。

【堤委員】　　すみません。1点だけいいですか。

【中野会長】　　はい。

【堤委員】　　すいません。私が計算したのが間違っているといけないので、一応確認だけはお願いしたいんですけど、川崎市の総合企画局から出ている平成19年のときの川崎市人口、平成19年10月1日現在が136万9,443人、で、先般、令和6年の10月1日の日に公表された人口が155万1,788人という資料をもらって電卓したんですけど、おおむね合っていますでしょうか。

【労務厚生課長】　　そうですね、おおむね。はい。

【堤委員】　　大丈夫ですか。

【労務厚生課長】　　大丈夫だと思います。おおむね今、数値に問題はないかなということとです。

【堤委員】　　はい。分かりました。であれば。

【中野会長】　　ありがとうございました。

皆さんから一通り御意見を承りまして、まとめますと、改定案Aと改定案Cの御意見があつたと思います。今回は審議会としての結論を出す必要があると思いますので、また議論をちょっと深めてまいりたいと思いますけども、ちょっと私から質問なんですけども、

前回の資料のさいたま市の改定率は、今回のC案というのは、さいたま市に数字的に意外と近いとちょっと思ったんですけども、さいたま市というのは、これ、毎年やっている、改定を毎年やっているんですか。それとも、また2年置きにやっている。

【労務厚生課長】　さいたま市に関しましては、ちょっと毎年かどうかはちょっと今、はっきり分からないんですが、今年度も開催はされておまして、10月の31日時点で答申が出ておまして、今年度報酬の額については据え置くということでお話は伺っております。

【中野会長】　すると、まあ、2年ぐらいと考えればC案ぐらいということになるんですかね。

【渡部委員】　民主主義ですからね、民主主義でやりますか。

【中野会長】　まあ、いずれにしても、今後2年置きでこう見直していくわけですから、今回、もしC案を取るといった場合、かねてやっておりました、平成19年ですか、それを基準にしていた見直しというのをまた改めていくことになるんでしょうか。その辺のところも少し議論しなければいけないような気もするんですけども。

【総務企画局長】　ちょっとよろしいですか。

【中野会長】　はい。

【総務企画局長】　この間、日本の経済を見ていきますと、やはり30年間、給料上がらない、物価が上がらないという状況がやっぱり、あまり、当たり前ではないと思うんですね、それが続いてきたので。そんなこともあって、今回、前回の改定からというふうにしていますので、今後どうするかというのは、やっぱりこの間のこの30年はどういう呼び方していいのか分からないんですけど、物価も賃金も上がらない30年から、やっぱり社会が変わってきておきますので、そういった部分も含めて考えていかないといけないかなというふうには思っています。

【中野会長】　そうですね。分かりました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

【横溝委員】　質問してよろしいですか。

【中野会長】　はい、どうぞ。

【横溝委員】　これは議会にかける。

【労務厚生課長】　そうですね、この後、審議会からの答申をいただきまして、それを踏まえまして、こちらのほうで、市長、副市長の条例、給与条例ございますので、そちら

のほうを年明けの議会のほうに提案させていただくような形になろうかと思います。

【横溝委員】 そうすると、あれですね。12月25日に答申をして、年明けの議会にかけると、かけるというのは付議するということですね。

【労務厚生課長】 はい。

【横溝委員】 だから、もしかしたら、議員さんのほうからね、議員も上がるからね。でも、まあ、圧力団体背負っているんでしょうから、ちょっといろいろ議論をしていただいてということになるんですね。だから、ここでは答申の内容を決めるという、そういう役割分担ですね、我々はね。

【労務厚生課長】 そうでございます。また、答申をいただいた後は、また議会のほうで御審議いただく。

【横溝委員】 そうですね。最終的にはね、条例の関係で。

【労務厚生課長】 はい。

【横溝委員】 何かさっき、B寄りのCというのは議事録に残りますよね。あ、じゃあ、それでいいです。

【中野会長】 ありがとうございます。

【堤委員】 すいません。もし、それで答申をするのであれば、我々も、私はすいません、前回、休んでいるんですけど、3回にわたって議論してきているわけで、その中では、今回出てきているA、B、Cだけではなくて、改定案1、2も当然議論し、今回のA、B、Cが出てきているわけで、ここでこの3つだけを審議した中で、じゃあ、例えばCとなったという、さっきの話じゃないですけど、上を取ったというような形でどうしても見られてしまうので、そうではなくて、改定案1で、一般職と合わせたものについても一応案としては上がっていたというものをきちんと出していただいて、その中で、本審議会としてCになったんだという提示をしていただくのが適正に思います。

【労務厚生課長】 承知いたしました。

【中野会長】 そうですね。全くそうですね。

はい、どうぞ。

【石山委員】 1回目の資料の中で、年度ごとにこの答申をした際に答申理由って御説明されましたよね。この答申理由はどこで考えるんですか、皆さんのところで考える、それともここで考える。

【労務厚生課長】 いや、この後の流れになります。ここで御判断いただいたものを、

例年、前回なども、会長のほうと御相談させていただいて答申の案文をつくりまして、そちらを事前に委員の皆様方に御確認いただいて、御了解をいただいた上で答申をさせていただいているという形になりますので、今日、ある程度その額ですとか、水準が決まりましたら、これまでの議論を踏まえて答申のその内容、文章の案を会長とつくらさせていただきます、それを皆様にご確認いただくと、そういう流れになります。

【石山委員】 それは年内ぐらいに。

【労務厚生課長】 そうですね、25日に答申を行う予定でございますので、それより前という形になります。

【石山委員】 はい、分かりました。少し意見が言えるんですか。

【労務厚生課長】 そうですね。案を見ていただいたところで御意見いただければと思います。

【中野会長】 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

私から、こういうことを言っているのか分からないですけども、私もC案でいいとは思いますが、ただ、一応議事録には残したほうがいいと思うんですけど、平成19年からずっと据え置かれているんですけども、局長級の給与というのは、途中21年、22年、23年で一回引き下げられているんですよ。引き下げられている中で、市長、特別職というのは、1万円単位だったということもあって、据置きだったんですよ。その中で、今回のこの過去2年度のですか、を反映することは、まあ、ギャップを残したまま引き上げるという話に一応なるということは、一応、私ども、心にとどめおくとか、は皆さんも御承知おいたほうがいいと思うんですけども、それもある意味、その人口の増加というものを反映したような形での新たな見直しという意味で、一つの方向性としてあるんじゃないかなと思っております。それは2007年にこだわらないというか、そこから新しい指針をもって改定を考えていくということだと思います。

それでは、委員の皆様のご意見を踏まえまして、市長から諮問のございました特別職の報酬等の額につきまして、本審議会の答申の方向性としては引上げといたします。で、水準については、改定案Cということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

改定案Cにつきましては、繰り返しになりますけども、令和4年度に開催した同審議会において据置きの判断がなされたと。その後、令和5年、そして、6年の局長級の改定指数を反映するものだという事です。で、平成19年、先ほど申し上げた平成19年から

の累積ではありませんけども、2年間、累積の改定指数を使うということと、局長級を指標としている点からも、今までの考え方とそれほど不整合ではないのではないのかなと思います。よろしいでしょうか。

じゃあ、最終的に改定案Cということで決定いたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それではですね……。

【横溝委員】 一つだけお願いがあります。

【中野会長】 はい。

【横溝委員】 今日堤委員からも、ほかの委員の先生方からも、随分とね、忌憚のないいろいろな意見が出ました。で、私もいろいろ数字のことを申し上げました。最終的には、B寄りのCというふうに意見を申しましたが、やっぱりちゃんとこれ、会議録に残していただきたいと、あまり省略せずね、そのように思います。前回の会議録を拝見しても、省かれたということじゃないんだけど、これだけ皆さん意見をおっしゃっているのに、しっかり会議録に残さないのはもったいないし、また、これ、公開ですよ。それに鑑みるとやっぱりちゃんと我々の意見は意見として発出していますので、会議録に残していただきたいという希望を述べさせていただきます。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。

そうですね。その辺のところ、先ほどの局長級は1回下がって上げて、その分、特別職はそのまま据置きのまま上がっていますから、やっぱりこのギャップというのはちょっとあるのがちょっと気になっていたんで、その辺のところ、議事録のほうにも入れていただければと思います。

本日御審議いただきました内容を踏まえまして、最終的な答申の書式にまとめていきたいと思いますが、私のほうで答申の原案を作成いたしまして、委員の皆様方にはそれぞれ確認をいただいた上で、最終的に確定したものを市長に答申させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【中野会長】 ありがとうございます。

それでは、12月25日の答申に向けてそのような形で進めさせていただきたいと思ひます。委員の皆様方には答申書の案ができ次第、事務局を通じて確認をお願いしたいと思ひます。

いますので、よろしく申し上げます。

では、以上で審議は終了となりますが、委員の皆様方から何かお気づきの点、発言などございましたら、またよろしく申し上げます。いいですか。

それでは、これをもちまして、審議会を閉会といたします。

事務局から事務連絡あると思いますので、この後は事務局のほうにお任せいたします。よろしく申し上げます。

【労務厚生課長】 中野会長、ありがとうございました。

会長からお話のございました答申書の案につきましては、先ほどもお話しございましたが、後日各委員の皆様にも事務局から送付させていただきまして、御意見等を伺った上で、最終的な答申書とさせていただきたいと存じます。

また、先ほどもお話をあつた会議録ですけれども、本日の会議録につきましても、同様に委員の皆様にも確認をいただきたいというふうに思っております。

市長への答申につきましては、本審議会を代表いたしまして、中野会長と横溝職務代理者から行っていただく方向で準備を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後になりますが、総務企画局長のほうから御挨拶をさせていただきたいと存じます。白鳥局長、よろしくお願いいいたします。

【総務企画局長】 改めまして、本日も含めまして、活発な御議論いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

今年の審議会、3回にわたって御議論をいただきまして、引上げは平成9年以来ということでございますので、二十数年ぶりの引上げになります。こうした決定が、社会の流れもそういう方向には向いておりますが、こうした決定がしっかりできたのは、皆様の議論と、あと、会議の進行に御協力いただいた賜物だと思っております。今後、先ほどもちょっと話しございますが、会議はこれで基本終わりなんですけど、また、ちょっと答申の案文ですとか、あと、議事録、今回含めて3回分ですね、その辺も御確認いただくとちょっともう少しお力を借りしますが、引き続きよろしくお願いいいたします。

本日どうもありがとうございました。

— 了 —